

自己資本を巡る議論

バーゼル銀行監督委員会・
自己資本定義サブグループでの検討

金融高度化センター
「自己資本定義と資本政策ワークショップ」

2008年10月29日

中田 勝紀

日本銀行

バーゼル銀行監督委員会・
自己資本定義サブグループ共同議長

資料の中で示された内容や意見は
日本銀行、バーゼル銀行監督委員会の
公式見解を示すものではありません



内容

1. 経緯
2. バーゼル委サブグループでの検討
3. 欧州(EU)の動向
4. 今次市場混乱から得られた暫定的な評価



1. 經緯

1988年バーゼル合意上の自己資本定義

	バーゼル合意上の定義	説明等
Tier1	(a) 払込株式資本/普通株式 (b) 公表準備金	発行済みかつ全額払込済みの普通株式および非累積配当型優先株式 留保利益または他の余剰金の処分によって生じるか増加するもの (例えば、株式払込剰余金、利益剰余金)
Tier2	(a) 非公表準備金 (b) 再評価準備金 (c) 一般引当金/一般貸倒引当金 (d) 負債性資本調達手段 (e) 期限付劣後債	固定資産の再評価、再評価準備金など リスクアセットの1.25%が上限 元利払義務の延期が認められるもの(例えば累積配当型優先株式、 永久劣後債) 5年超の原契約期間を有するもの、残存期間5年以内になった場合は 年率20%の累積的ディスカウントが適用
Tier3	(a) 短期期限付劣後債	2年超の原契約期間を有する必要

- (注) ・別途、自己資本からの控除項目がある。
・Tier3は市場リスク規制導入時(1996年)に追加されたもの。

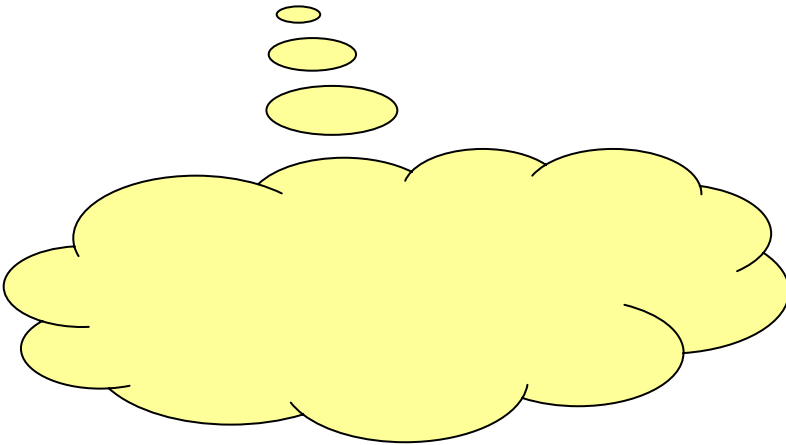


新たな資本性商品の登場

1990年代中

新しいタイプのハイブリッド商品が登場
(例 信託型優先出資証券)

- 無期限
- 配当/利払いのキャンセルが可能
- 監督当局の承認があれば償還可能
- 一定期間後(例えば10年後)に金利がステップアップする商品もあり



このような商品を
自己資本規制上
どのように扱うべきか？

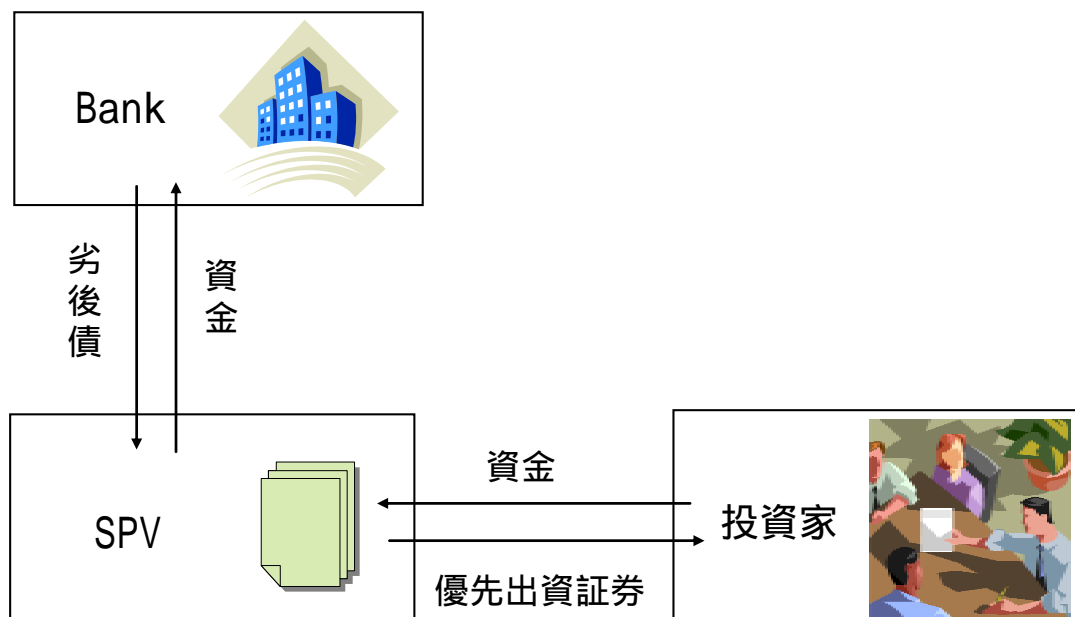


このような商品を発行する理由

- 柔軟に発行可能
- 税法上、損金算入が可能
- 自己資本規制上のメリット

新たな資本性商品の登場

ハイブリッド商品のスキーム例





1998年 シドニー合意 (1)

- 自己資本規制上の資本の定義に関するバーゼル委の見解を明確化
- 一部の資本性商品のTier1算入上限を設定



1998年 シドニー合意 (2)

- 自己資本規制上の資本に関する基本的な考え方
 - 議決権付普通株式および株主の利益に帰属している公表準備金または内部留保が、銀行のTier1自己資本の中心的な形態であるべき
 - 主な要件
 - ✓ 発行済みで全額払込み済みであること
 - ✓ 非累積的であること
 - ✓ 業務を継続しながら銀行内の損失の補填に充当し得ること
 - ✓ 預金者、一般債権者、劣後債権者に劣後していること
 - ✓ 永続的であること
 - ✓ 担保付ではなく、発行者またはその関連主体からの保証でカバーされておらず、あるいは法律的ないしは経済的に請求権の優先順位を債権者対比で強化するようなその他の取り決めがなされていないこと

1988年 シドニー合意 (3)

■ 一部の資本性商品のTier1算入を制限

- 早期償還のインセンティブが生じる条項の付いた商品 (例えば、金利の緩やかなステップアップ条項の付いた商品) については、Tier1合計額の15%までに算入を制限
- ステップアップのタイミングは少なくとも発行から10年経過後
- 監督当局の同意のもとで、かつ、監督当局が当該銀行の自己資本がそのリスクとの対比で充分であると判断しない限り、同等以上の質の自己資本で置き換えられる場合にのみ償還可能であること

なぜこれらの
商品のTier1
算入を制限す
るのか？

「資本の質」についての懸念

- 永続性
- 損失吸収力



自己資本定義に関する新たな動き

■ 新商品の登場

- シドニー合意の枠組みでは十分に捉えきれない新商品
- 例) 新株発行により配当/利払いを行う商品
(これらの商品は累積的なのか非累積的なのか?)

■ バーゼル委

- 2004年 バーゼル
 - 自己資本定義は今後の「長期的な検討課題」と位置付け
- 2006年秋
 - 自己資本定義サブグループを新設



2. バーゼル委サブグループでの検討



サブグループでの検討 – フェーズ 1

- 各国規制の現状調査
- 市場参加者の見方に関する調査
- 格付機関の見方に関する調査
- 会計上の論点に関する調査

バーゼル委に調査結果を報告



サブグループでの検討 – フェーズ 1

調査結果のポイント

- 各国の規制は、全体として共通の内容。但し、法規制や税制の影響等もあり、相違点も存在する
- Tier1ハイブリッド商品は銀行にとって重要な資本調達手段のひとつとなっている
- 各格付機関は、ハイブリッド商品の資本性を評価する際に、同様の評価ポイントに着目している。しかし、具体的な評価方法は各機関によって異なる
- 会計基準設定主体は、現在、会計上の資本と負債の区分方法を見直すための検討を進めている



サブグループでの検討 – フェーズ 2

新たなマンドート

- 市場動向のモニタリング
- 情報開示の促進
 - シドニー合意
 - 「資本調達手段の主要な性質が理解し易く、公に開示されていない」
- 自己資本規制上の自己資本の基本原則に関する理解の深化



サブグループでの検討 – フェーズ 2

基本原則に関する最近の議論

<例>

■ 永続性

- 永続性をどのように考えるか(普通株式も買い戻すことが可能)?
- どのような場合に資本の利用可能性(availability)について監督当局は自信が持てるか?

■ 事業を継続しながらの損失吸収

考えられる損失吸収方法

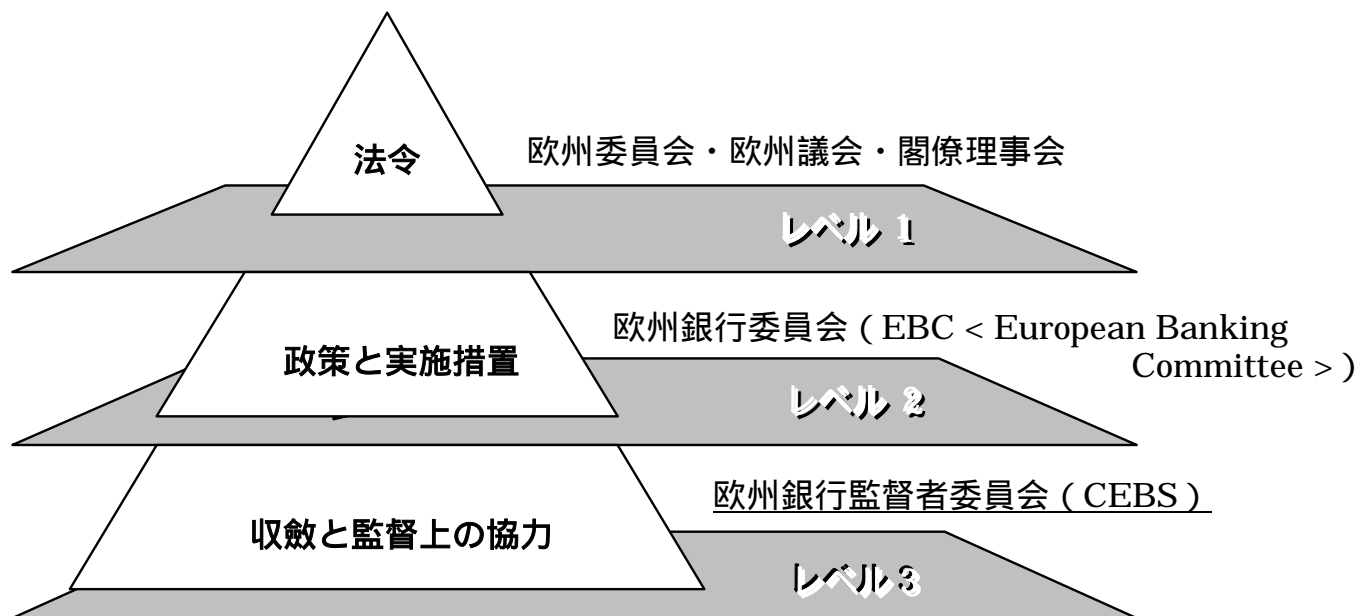
- ストレス時において銀行のリソースが社外に流出することを抑制
- 資本性商品の保有者が有する請求権が消滅
- 債務超過の回避



3. 欧州 (E U) の動向

EUにおけるルール策定・施行プロセス

立法の効率化と施行の整合性を確保するための
ラムファルシー・フレームワーク



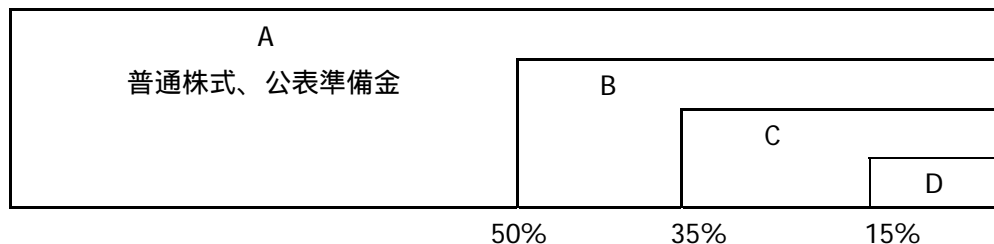


EUにおける議論

- 2004年11月 EU銀行委員会が自己資本定義に関する検討を開始することで合意
- 2005年7月 欧州委員会が欧州銀行監督者委員会 (Committee of European Banking Supervisors <CEBS>) に対し助言を求める
 - 各国規制の実態調査
 - 各種資本調達手段の算入状況に関する定量的な調査
 - 新しい資本性商品に関する分析
 - ガイドラインの原則の開発
- 2007年12月 CEBSがTier1ハイブリッド商品の定義に関するEU規制のドラフトを公表
- 2008年4月 CEBSがTier1ハイブリッド商品の定義に関するEU規制の最終案を公表
- 2008年10月 欧州委員会が自己資本指令 (CRD) の改正案を発表

EU委員会の提案 (1)

Tier1 資本の構成要素



B, C, D へ算入が認められるための共通の要件

- (1) 無期限
- (2) 銀行は、必要に応じ、配当/利払いを無期限かつ非累積的にキャンセルすることができる。
最低所要自己資本が満たされない場合にはキャンセルしなければならない
- (3) 発行後 5 年経過する前に償還（コールオプションを行使）することはできない。また、償還するためには当局の承認が必要

B に算入するための追加要件

緊急時には普通株式に転換可能でなければならない

D に制限される商品（Tier 1 の 15% が上限）

- (1) 期限付商品（償還期限まで最低 30 年）
- (2) 早期償還の緩やかなインセンティブが付いた無期限商品（インセンティブの発動は少なくとも発行から 10 年経過後）



EU委員会の提案 (2)

経過措置

- Tier1への算入が現在は認められるものの、新ルールでは認められない商品については、市場への影響に配慮し、今後、徐々にTier1算入上限を引き下げていく(グランドファザ - リング)

新ルール導入後

~ 10 年	10 ~ 20 年	20 ~ 30 年
上限なし	Tier1 合計額の 20%	Tier1 合計額の 10%

金融機関は算入上限を満たしていくための計画を策定する必要がある

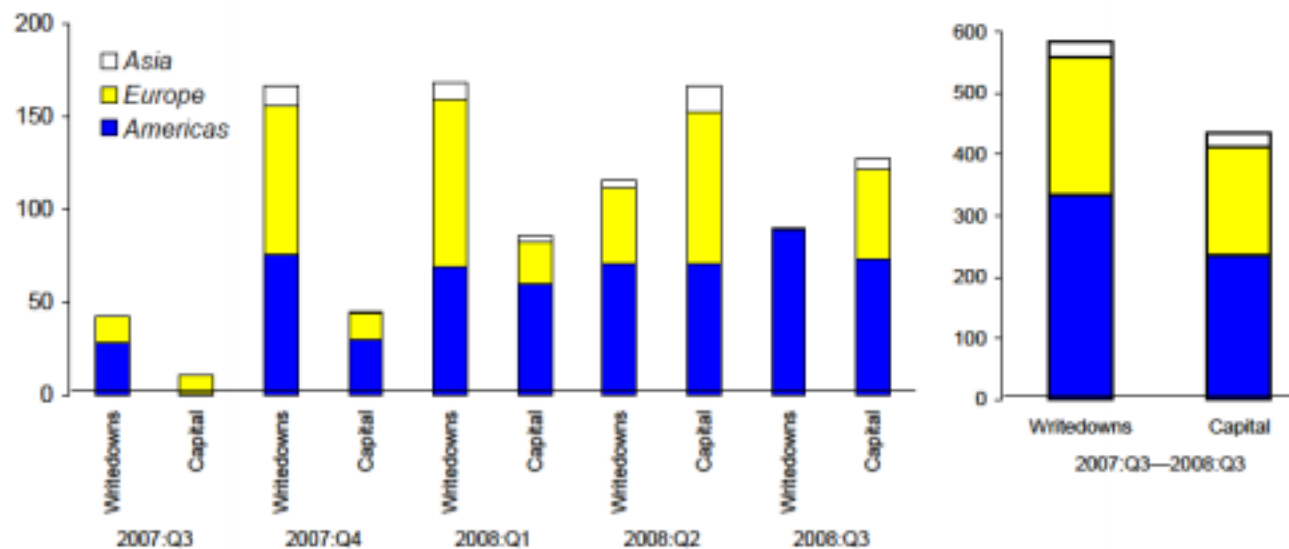


4. 今次市場混乱から得られた暫定的な評価

市場の拡大

銀行によるハイブリッド商品の償却 (writedowns) および新規発行の推移

(In billions of U.S. dollars)



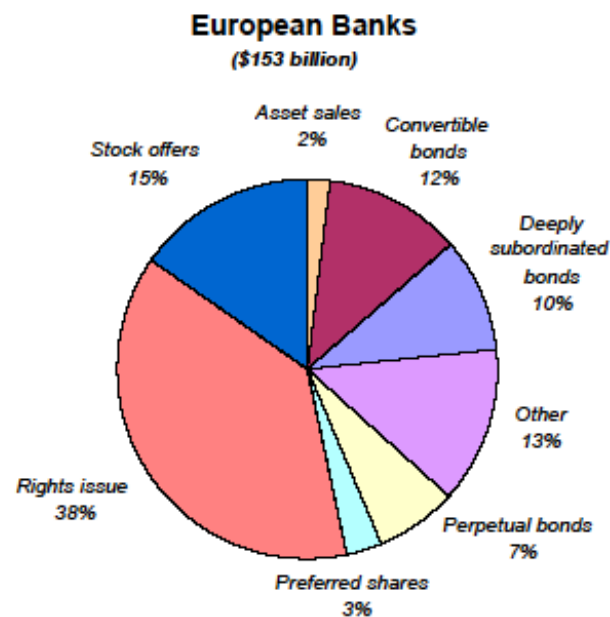
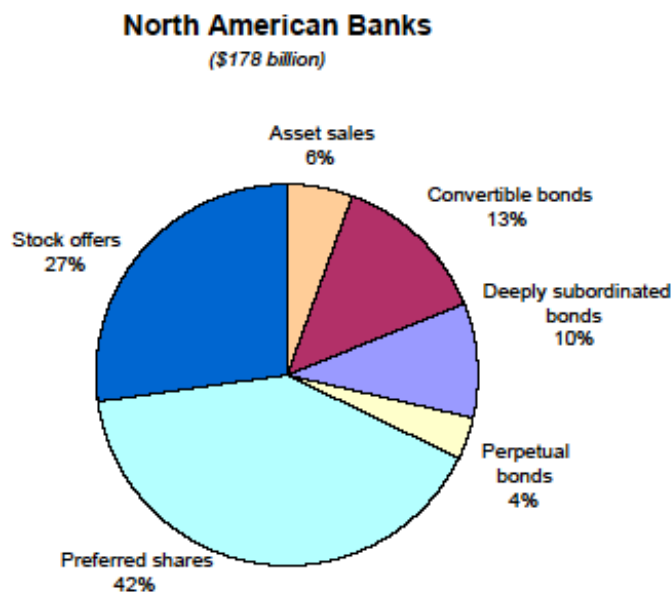
Source: Bloomberg L.P.

出典: IMF Global Financial Stability Report October 2008

市場の拡大

資本調達手段の商品別構成比

Capital Raised by Type of Instrument (In percent)



Sources: Bloomberg L.P.; and IMF staff estimates.

出典: IMF Global Financial Stability Report October 2008



現時点での暫定的な評価

- 市場混乱の初期段階では、多くの銀行がハイブリッド商品(優先出資証券等)による資本調達を実施
- 市場混乱が続く中、銀行は次第に普通株式や普通株式転換権付商品を通じた資本調達にシフト
 - 市場は資本の質の高さを志向
 - 規制上の算入上限に抵触
- 普通株式は、「業務を継続しながらの損失吸収」を達成するうえで最も有効な資本商品との評価(すなわち、バランスシートの債務超過を回避することが可能、配当/利払いの削減/キャンセルが可能で実際に行われている)

資本の「量」と「質」の双方を高めることの重要性が再認識されている